

入院書類

小金井リハビリテーション病院

第1版：2024年11月20日作成

この冊子は、入院書類第1版（2024/11/20作成）です。複写式同意書にも「入院書類第1版」と明記され、この説明文に対する同意書としております。原本は病院保管、複写は患者様保管として、「私のカルテ」またはお手元に保管をお願い致します。

☑入院中の事故と合併症について

入院中に起こりうる比較的頻度の高い事故と合併症について説明いたします。これらの事象が発生した場合には、速やかに処置し、ご家族へ連絡します。院内で対処できない時は、医師の判断で救急病院の受診または入院を手配します。その際にはご家族へ連絡しますので救急病院の受診・お支払い、または入院の付き添いをお願い致します。

1. 転倒

リハビリテーションの目的の一つは、移動能力の向上であり、ベッドからの起き上がり、車いすまたはトイレへの移乗、歩行、入浴、などの介助から自立へのステップアップを目指します。職員は十分に注意して介助と指導を行いますが、転倒の危険を完全に防止することはできません。転倒による重篤な合併症は脳の損傷（頭部外傷）と骨折であり、これらの診断と処置には十分な注意を払いますが、万が一転倒がおこった際にはご了承くださいませようをお願い致します。

「できる限り転ばないためには！」をご覧ください、転倒予防にご協力ください。

2. 嚥下性肺炎

脳卒中や廃用症候群の後遺症として、食物または水分の飲み込みの障害（嚥下障害）は頻度の高いものです。職員は、この飲み込みの障害からの回復を注意深く援助していきませんが、その過程では、食物が気道（気管から気管支）へ流れ込んで肺炎を起こす危険があり、これを嚥下性肺炎といいます。肺炎を併発した際には抗生物質などによる治療が必要になることがあります。

3. 下肢静脈血栓症と肺塞栓症

ご自分で動けない方には、下肢の血管（静脈）に血液の塊（血栓）ができやすくなります。この血液塊が流れ出して、肺動脈につまる（肺塞栓）と生命の危険を生じます。エコノミー症候群とも呼ばれており、健常な方でも航空機内など、長時間座っている状況で起こることがありますが、脳卒中の後遺症や、下肢の骨折・手術後などで足を動かさない方では下肢静脈血栓発症のリスクが高くなります。職員は深部静脈血栓の予防と早期発見に努めますが、下肢が腫れぼったい、熱い、痛いと感じるときは職員に申し出てください。

4. てんかん発作

脳卒中または頭部外傷の患者様では、脳の損傷が発生した後に、数週間から数か月遅れて、けいれんに代表されるてんかん発作が起こることがあり、この発作による転倒、外傷の危険もあります。抗てんかん薬が脳の活動を抑制し、リハビリテーションの効果があがりにくくなることがあります。しかし、てんかん発作を起こした場合には、抗てんかん薬の内服が必要となることがあります。

5. 既往疾患の再発または再燃

脳卒中、心筋梗塞などの疾患は、急性期を乗り越えて、適切な再発予防の治療が行われていても、再発のリスクがあります。再発の診断には細心の注意を払い、診断した場合には適切な救急病院の入院を手配します。

6. 処置や治療によるもの

経鼻チューブ・尿道チューブの挿入や交換、使用継続時に出血や感染を生じることがあります。詳しい検査や更なる処置が必要な場合には受診をしていただくことがあります。

7. せん妄

せん妄とは、時間や場所がわからない、歩けないのに歩いてしまう等といったご本人にとって危険な状態となることがあります。これは住む場所が突然変わることで、薬剤で引き起こされる等といった原因が挙げられます。私達が安心できる場所を提供したり、受診をお勧めすることがあります。

8. 術後感染

急性期病院で受けた手術部位に感染が起こることがあり、発熱や腫脹などの症状が現れることがあります。その場合、手術を受けた病院へ受診することがあります。

☑行動制限(身体拘束)しないことについての説明・同意書(入院時)

当院は脳血管障害や骨折の手術などの治療を受けて、低下した能力を再び獲得するために集中的なリハビリテーションを行う病院です。機能の回復や日常生活に必要な動作の改善を図り、寝たきり防止と社会や家庭への復帰を目的としています。

行動制限(身体的拘束)は患者さんの生活の質を損ない、回復期リハビリテーション病院として「機能回復・日常生活に必要な動作の改善」という目的を果たせないおそれがあるため、当院では、生命に危険の及ぶ緊急の場合を除いて行動制限(身体的拘束)は行いません。そのため歩行中の転倒、ベッドや椅子からの転落による骨折事故が起こる可能性があります。病院としても可能な限りの事故防止策を講じ、職員も注意を払ってきますが、こうしたリスクについてあらかじめご承知いただきたくお願い申し上げます。

行動制限を行うことで起きること

- 1、関節のこわばり・全身の筋力の低下、圧迫により床ずれの発生
- 2、食欲の低下や意欲減退
- 3、身体拘束から逃れようとして無理な立ち上がりによる転倒、ベッド柵を乗り越えようとして頭からの転落
- 4、拘束具による皮膚損傷、末梢の循環神経障害、関節拘縮、窒息などの事故
- 5、精神的な苦痛・怒り不安
- 6、認知症の進行、せん妄を起こす恐れ
- 7、その他予期せぬ事故

行動制限(身体的拘束)が必要な場合は患者様・ご家族に説明の上、同意を得ます。危険を避けるため緊急やむを得ない場合は、安全確保のため速やかに身体拘束を行った後にご連絡をさせていただきます。夜間の場合には翌日のご連絡になることもありますのでご了承ください。また、必要時物品の購入やご準備の提案をさせていただく場合がございます。

☑入院生活全般での注意事項

1) 体調の確認について

- ・検温は1日1回、それ以外は体調不良時・リハビリテーション前など必要に応じて計測致します。

2) リハビリテーション

- ・入院案内に記載されている説明と同意に基づき、治療とリハビリテーションを進めていきます。
- ・リハビリテーションの予定は、スタッフステーション前のスケジュールボードに表示されます。
- ・入院後7～10日以内、その後月1回、ご家族と患者様と面談を行い、現状と今後の説明を致します。

3) 入院生活

- ・家庭生活と同じ感覚で過ごすため、日中はリハビリ着、夜間は寝衣に着替えます。
- ・入浴は週3回ですが、感染症の状況によって変更を致します。時間はスケジュールボードに表示されます。準備ができましたらスタッフから声をおかけします。
- ・持参されたオムツの補充がなく、緊急に使用が必要な場合、当院のオムツを有償にて提供致します。持参のオムツを使用される場合、ご家族様自身で残数を確認の上、補充をして下さい。どの位の頻度で補充が必要になるかは、看護補助者と相談をして下さい（患者様の体調等により確実な日数をお伝えすることは困難なことをご了承下さい）。

4) その他

- ・看護補助者が週に1度冷蔵庫の動作等の点検を致します。持ち込み物に関しては管理致しかねます。生花の持ち込みも可能ですが、患者様ご自身もしくはご家族様に管理をしていただきます。
- ・希望病室の移動は、患者様の状態・空き状況で決定します。また病室の移動をする事もあります。
- ・理美容（月1回）があります。希望される方は病棟スタッフに声をおかけ下さい。
料金例：カットブロー¥2,500、カットブローシャンプー¥3,040、
カットカラーブローシャンプー¥7,850 ※支払いは理美容へ直接、現金または振込みのみ
- ・職員への金品の贈与はお受け取りできません。

5) 個人情報保護について

- ・患者誤認防止のためリストバンドは、装着をして下さい。
- ・個人情報は、同意を得ずに第三者に提供しません。電話でのお問い合わせも受けかねます。



☑できる限り転ばないためには！（院内転倒予防のために）

スリッパやサンダルはやめましょう

スリッパやサンダルは脱げやすく、
思わぬところでつまずいたりしやすいので
踵のある靴を履きましょう。



手すりや杖を利用しましょう

廊下や階段は手すりを持って移動しましょう。
大丈夫だと思っても、体力が戻っていないことや
疲労などからふらつくことがあります。

ベッドからの起き上がり、夜のトイレは足下に注意しましょう

ベッドから起き上がる時、とくに夜間、
トイレに行くときには足下に十分注意しましょう。
枕元の明かりをつけて移動しましょう。



眠りやすくなる薬を服用している場合は注意しましょう

夜眠る前に眠りやすくなる薬を飲むと、
夜中に起きたときに力が入らないことがあります。
夜間に目覚めてからトイレに行くときは注意をしましょう。
また眠れないからといって、自己判断で量を増やすことは止めましょう。

床はぬれていないか、段差や引っかかるものがないか注意しましょう

床がぬれると滑りやすく危険です。
特に配膳車の周囲やトイレ、洗面所など水回りでは特に注意しましょう。
また足下に注意をして急がずに移動して下さい。



不安なときは、主治医・看護師・リハビリテーション科職員に相談しましょう

不安や疑問があるときは、遠慮無く相談しましょう。



☑通常の業務で想定される個人情報利用目的

【患者様等への医療の提供に必要な利用目的】

〔当院での利用〕

- 当院で患者様等に提供する医療
- 医療保険事務
- 患者様に係る管理運営業務のうち、
 - *入退院等の病棟管理
 - *会計・経理
 - *質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - *患者様等への医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- 当院が患者様等に提供する医療のうち、
 - *他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - *他の医療機関等からの照会への回答
 - *患者様等の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - *検体検査業務の委託・その他の業務委託
 - *家族等への病状説明
- 医療保険事務のうち、
 - *保険事務の委託
 - *審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - *審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - *審査支払機関又は保険者への照会
- 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

【上記以外の利用目的】

〔当院での利用〕

- 医療機関等の管理運営業務のうち、
 - *医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - *医師・看護師・薬剤師・放射線技師・リハビリ療法士・栄養士・医療事務等の学生実習への協力
 - *医師・看護師・薬剤師・放射線技師・リハビリ療法士・栄養士等の教育・研修
 - *医療の質の向上を目的とした院内症例検討・研究
 - *研究、治験及び市販後臨床試験の場合。関係する法令、指針に従い進める。
(個別の研究に関しては個別に説明・同意をいただきます)
 - *治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
- 当院の実施する医療サービス、各種イベント等に関する患者様への情報提供

〔学会・医学誌等への発表〕

- *特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。
- *当法人内および関連法人内にて情報を連携することにより学術研究に供し、学会・学会誌等に発表すること

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- 当院の管理運営業務のうち、
 - *外部監査機関への情報提供
 - *当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携
(サービス担当者会議等)、照会への回答

付記

※ 上記の内、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出下さい。またこれらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

☑感染症対策

来院される方

院内ではお帰りになるまで不織布マスクを必ず着用して下さい。
入館時、体温測定・手指消毒・面会簿への記載をお願い致します。
また面会時は、他の患者様の療養の妨げにならないよう、配慮をお願い致します

病室のカーテン

2人・4人部屋では必ずカーテンを閉めて下さい。
(治療上カーテンを開ける必要がある場合、就寝時以外マスク着用)

患者様の院内でのマスク着用

会話をする時、リハビリの時、テイルームで過ごすなど、
病室のカーテンの外に出る時には必ずマスクを着用して下さい。
(個室の方は病室から出るときに着用して下さい)

日常的に咳をされる方、発熱等の症状がある方

就寝時以外はマスクを着用して下さい。

新型コロナウイルス感染症発生時

基本的にお部屋の移動は行いません。状況に応じて行動範囲の制限をさせていただきます。ご理解・ご協力のほどお願いいたします。
但し感染拡大防止が必要と病院が判断した場合には、お部屋の移動もありますので、ご容赦ください。

面会

社会情勢、感染症の流行により変更をする場合がございます。最新の情報は当院ホームページもしくは院内掲示板をご参照ください。

項目	方法
予約	不要
曜日	全ての曜日で可能（祝日含）
時間帯	10:00～20:00（20:00までにご退館をお願い致します）
面会時間	30分以内
頻度	制限なし
場所	病室
人数	中学生以上 1回2名まで
飲食	禁止（持ち込みは主治医の許可が必要です）